

保企第2799号  
令和8年1月5日

保健所設置市保健所長 各位

大阪府健康医療部保健医療室長

あはき・柔整広告ガイドラインにかかる啓発ポスターによる周知について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
令和7年3月19日付け保企第2865号にて通知させていただきました「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）」にかかる啓発ポスターを別添のとおり作成いたしました。

違反広告例などをわかりやすく伝えることにより、施術所等に広告の適正化に対する理解をより一層、深めていただき、利用者が適切に施術所等を選択できるよう正確な情報をお伝えする必要があります。

つきましては、ポスターの掲示や開設者等への更なる周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、関係団体、府管保健所、府内市町村保健・健康行政担当課のほか、あはき・柔整養成施設にも通知しておりますことを申し添えます。

・掲載アドレス

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/sezyutusyo/kouroutuuti.html>

連絡先：保健医療企画課 医事グループ  
TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）  
FAX：06-6944-7546